

# 国の幼児教育・保育の無償化について (子育てのための施設等利用給付費)

令和6年4月1日

## 一時預かり等を利用する子どもの利用料について

- 認可保育施設や私立・国立幼稚園に在籍がなく、一時預かり等を利用される場合、国の幼児教育・保育の無償化の対象となることがあります。この無償化のことを、「子育てのための施設等利用給付費」といいます。
- 施設等利用給付を受けるためには、ご利用日までに保護者からの**認定申請が必要**です（日を遡って申請することはできません）。

### 【無償化の対象者】 以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 保護者と子どもが三木市民で3～5歳児または住民税非課税世帯の0～2歳児  
※ 3歳児とは：4月1日時点で3歳になっている子どものことをいいます。
- 認可保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育施設等）や私立・国立幼稚園に**在籍がないこと**（在籍施設に預かり保育がない場合は申請可能ですが、補助上限額が異なります。）
- 子どもの保護者が、就労、疾病、障がい、看護、同居家族の介護、妊娠・出産、求職活動、就学等の事由により、**保育の必要性の認定**が受けられること

### 【給付上限額】

- 3～5歳児：月額37,000円まで  
0～2歳児（住民税非課税世帯）：月額42,000円まで
- 複数の事業を利用する場合、月額利用料を合算して請求することができます。

### 【対象となる施設・事業】

- 一時預かり、病児・病後児保育、育児ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設  
(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県への事業開始の届出及び**市区町村に無償化施設となる申請をし、国が定める基準を満たす施設**です（令和6年10月以降、都道府県から「**基準適合証明書**」が発行されている必要があります）。

### 【保育の必要性の認定申請】

- 施設等利用給付認定申請書に保育の必要性に係る証明書を添えて申請します。手続き等詳しくは、教育・保育課までお問い合わせください。